

仙台市農業委員会第67回総会議事録

○ 開催日時 令和5年11月30日（木曜日）午後1時30分から午後2時27分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 15人

会 長

会長職務代理者

委 員

2番 嶺岸 若夫

3番 赤間 敬

4番 大泉 権吾

5番 大里 重市

6番 小野寺 潔

7番 加藤 和江

8番 菅野 則義

9番 菊地 郁夫

11番 郷古 雅春

12番 齋藤 清太

13番 佐藤 千治

14番 佐藤 とみ

16番 鈴木 通

17番 高橋 勝彦

18番 松原 菊男

○ 欠席委員 3人

1番 佐々木 均

10番 熊谷 幸夫

19番 柴田 市郎

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 農地の無断転用案件に対する通知について（案）

(8) 令和5年度第4回企画検討チーム会議報告

ア 令和5年度農業者年金新規加入説明会の開催報告

イ 令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会実施報告

6 そ の 他

(1) 会長等報告

(2) 非農地判断のスケジュールについて

(3) 農業委員会設定の利用権について

(4) 令和5年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について

(5) 農業委員会関係出張等の復命

(6) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務課長 山本 幸子 農地係長 伊藤 秀宣
振興係技師 山下 由理 農地係会計年度任用職員 庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：事務課長	それでは、ただいまから仙台市農業委員会第 67 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会嶺岸若夫会長職務代理者から、ごあいさつをお願いします。
2 会長職務代理者挨拶	－ 会長職務代理者 あいさつ －
司会：事務課長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることになっていますが、「全国農業委員会会長代表者集会」などへの参加により、本日欠席のため、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項により、会長職務代理者が代理を務めることとなっておりますので、嶺岸会長職務代理者、よろしく願いいたします。
議 長 (嶺岸会長職務代理者)	それでは、私が議長で進めていきますので、よろしく願いいたします。 本日は、1 番佐々木均委員、10 番熊谷幸夫委員、19 番柴田市郎委員から欠席の届けがありました。18 人中 15 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、11 番郷古雅春委員、12 番齋藤清太委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を私（嶺岸若夫あっせん事業運営委員会委員長）から報告します。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業運営委員会委員長)	11 月 6 日に開催した、第 3 回あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。若林区（二木字山王の 3 筆）の農地で、売渡申出人は共有者の一人がもう一人の代理人を兼ねて出席し、買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から加藤和江委員と農地利用最適

化推進委員から高橋勝好推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の結果報告を終わります。

議 長

議案に入ります。

第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、11月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。第1号議案については、赤間敬委員と齋藤清太委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に赤間敬第二調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、大里重市委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、関場淳推進委員、鎌田広司推進委員、高山真里子推進委員、早坂賢一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が9件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が4件、贈与による規模拡大が1件の合計15件です。調査の結果報告は、番号1番から4番を鈴木通委員から、番号5番から8番を佐藤とみ委員から、番号9番から11番を大里重市委員から、番号12番から15番を高橋勝彦委員からします。番号7番と番号10番は口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにします。番号1番は赤間敬委員と齋藤清太委員関連の案件でありますので、赤間敬委員と齋藤清太委員は退席していただきます。

(赤間敬委員、齋藤清太委員退席)

議 長

それでは最初に、番号1番を審議することにします。
調査結果は書面報告とします。

(書面報告)

(16番鈴木通委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は農地所有適格法人として、トラクター10台、田植機8台、収穫機3台を所有し、構成員19人で

15ha の農地を耕作しています。今後、常時雇用する者を1人増員する予定です。10月20日に関場淳農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号1番は、許可と決定いたします。

第1号議案の番号1番が終了しましたので、赤間敬委員と齋藤清太委員は入室してください。

(赤間敬委員、齋藤清太委員入室)

議 長

次に、番号2番から番号15番までを審議することにします。

(書面報告)

(16番鈴木通委員報告)

番号2番は、贈与により農業承継をするものです。共同相続した持分を、もう一人の相続人に贈与するものです。譲受人は現在、家族2人で6aの農地を耕作しています。11月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番と4番は、譲受人が共通しているため、一括して報告します。贈与により農業承継をするものです。番号3番は母から、番号4番は父から、子に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で454aの農地を耕作しています。11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行

い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(14 番佐藤とみ委員報告)

番号5番と6番は、譲受人が共通しているため、一括して報告します。売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、耕うん機2台を所有し、田植・稲刈りについては作業委託により、家族4人で129aの農地を耕作しています。11月14日に鎌田広司農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員
(14 番)

番号7番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、一人で田892㎡に梅を栽培する計画で、収穫物は自家消費する予定です。11月15日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14 番佐藤とみ委員報告)

番号8番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台を所有し、田植・稲刈りについては作業委託により、家族2人で166aの農地を耕作しています。申請地は、その南側に隣接する譲受人の農地とともに山林化しておりましたが、いずれも伐採・伐根を行い、農地として再生されております。11月14日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(5 番大里重市委員報告)

番号9番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有しており、所有する農地302a全てを、自らが代表者となっている農地所有適格法人に出資して、耕作しております。11月13日に安達良和農地利用最適化推進委員、11月15日に高山真里子農地利用最

適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(5番)

番号10番は、売買により規模拡大をするものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。譲受人は現在、トラクター1台を借用し、家族2人で養蜂業を営んでおります。これまで泉区内の農地を借り、また、秋保の原野でも蜜源作物を栽培しておりましたが、泉区内の農地の賃貸借を解約し、自宅に近い申請地を利用するものです。申請地でも蜜源作物としてフェアリーベッチ(牧草)を栽培予定で、また、鳥獣被害対策として電気柵の設置も検討しております。採取した蜂蜜の今後の販売方法として、ギフト商品に特に力を入れたいとのことです。11月15日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(5番大里重市委員報告)

番号11番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈については作業委託により、家族2人で64aの農地を耕作しています。11月13日に安達良和農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(17番高橋勝彦委員報告)

番号12番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈については作業委託により、家族3人で112aの農地を耕作しています。11月15日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号13番から15番までは、譲受人が共通しているため、一括して報告します。売買により規模拡大をするものです。令和5年11月6日開催のあっせん会

によりあつせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で558aの農地を耕作しています。なお、申請地は利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。11月17日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号2番から15番までについて調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

10番の売買の件で、耕作面積が0aにも関わらず、譲受事由が「規模拡大」となっていますが、これは「新規参入」ではないのでしょうか。

事務局農地係長

申請者が元々借りていた農地を一度10月末で返したとのことで、申請時点では耕作している農地がない状態でしたので、耕作面積を0aと記入していますが、別な農地で営農していたため「新規就農」ではありません。

なお、調査確認票の特記事項には、10月末まで借りて耕作していたという旨を記載しております。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案の番号2番から15番までについて、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号2番から15番までについて、許可と決定いたします。

(午後1時49分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。

調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員、齋藤清太委員、私（赤間敬委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件です。調査の結果報告は、私（赤間敬委員）からします。

（書面報告）

（3番赤間敬委員報告）

番号1番は貸駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑401㎡を転用し、山林を含む事業面積699㎡を、駐車場（15台分）に188㎡、通路・法面等に511㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後1時51分）

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員、齋藤清太委員、私（赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが3件、農家住宅に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件、送電線工事用地に一時転用するものが2件の合計8

件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を郷古雅春委員から、番号4番と5番は熊谷幸夫委員が調査しましたが本日欠席ですので私（赤間敬委員）から、番号6番から8番を齋藤清太委員からします。番号1番から3番までは、口頭報告をします。

郷古雅春委員
(11番)

番号1番から3番までは関連がありますので一括して報告します。売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、宗教法人が畑1,993㎡を転用し、駐車場に415㎡、通路等に1,578㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(3番赤間敬委員報告)

番号4番と5番は熊谷幸夫委員が調査いたしましたが、本日欠席しておりますので私から調査の結果を報告します。

番号4番は、使用貸借権の設定により農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田407.90㎡を転用し、農家住宅に98.25㎡、通路等に299.75㎡、道路用地に9.9㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。開発調整区域であるが農家住宅のため開発許可不要であると確認しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑772㎡を転用し、太陽光発電パネル144枚（発電出力44.0kw）に371.98㎡、通路・フェンス設置等に400.02㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画

や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12番齋藤清太委員報告)

番号6番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑1,326㎡を転用し、太陽光発電パネル130枚(発電出力49.5kw)に335.79㎡、通路・フェンス設置等に990.21㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番と8番は関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により送電線工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、電気事業者が田2,895㎡のうち801.22㎡を一時転用し、仮設トイレ・休憩所・倉庫に27㎡、駐車場に117㎡、資材置場に117㎡、通路等に540.22㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和6年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、番号8番については利用権による賃借権が設定されていることから、耕作者から一時転用への同意書が提出されております。さらに、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員 (8番)	番号1番から3番の件ですが、事業面積の割に駐車場にする予定の面積は全体の5分の1程しかないが、地形の問題などがあるのでしょうか。
郷古雅春委員 (11番)	図面でお示しできないのですが、対象地の状態から、駐車場への連絡通路と駐車場にするスペースを確保しようとすると、通路等の面積が記載の通り必要だというように判断いたしました。
事務局農地係長	補足させていただきますと、対象地は旗竿状の畑地になっており、手前側が通路で、奥に四角くまとまった土地があるというような形状のため、通路等の面積が多くなっている状況です。
菅野則義委員 (8番)	何かを建てたりするのかとも思ったのですが、その地形上どうしてもやむを得ないということであれば、分かりました。
議 長	他に何かございますか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。
	(午後1時56分)
議 長	続きます。報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。
	(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。
	(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり12件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページに記載のとおり6件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専

決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページに記載のとおり6件ありました。(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻については、7ページに記載のとおり1件ありました。(6)売渡希望農地一覧表については、新規のあっせん申し出が2件と変更申し出が1件ありましたので一覧表を修正しております。仙台市ホームページにも掲載します。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。
農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(7)「農地の無断転用案件に対する通知について(案)」を、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —(7)「農地の無断転用案件に対する通知について(案)」

議 長

報告事項(7)について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(8)「令和5年度第4回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。

加藤企画検討チ
ーム長

— 報告 —(8)「令和5年度第4回企画検討チーム会議報告」
ア 令和5年度農業者年金新規加入説明会の開催報告

続いて、11月8日に実施した合同視察研修会については、事務局から報告をお願いいたします。

事務局振興係

— 報告 —(8)「令和5年度第4回企画検討チーム会議報告」
イ 令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会実施報告

議 長

報告事項(8)について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時09分)

議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)「会長等報告」は、私（嶺岸若夫会長職務代理者）からいたします。資料4をご覧ください。</p>
会長職務代理者	— その他 —(1)「会長等報告」
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(2)「非農地判断のスケジュールについて」を、事務局から説明願います。</p>
事務局農地係長	— その他 —(2)「非農地判断のスケジュールについて」
議 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(3)「農業委員会設定の利用権について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局農地係長	— その他 —(3)「農業委員会設定の利用権について」
議 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(4)「令和5年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	— その他 —(4)「令和5年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」
議 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(5)「農業委員会関係出張等の復命」を、事務局から説明願います。</p>

事務局振興係	— その他 —(5) 「農業委員会関係出張等の復命」
議 長	ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(6)事務局からの連絡事項を、説明願います。
①～② 事務局事務課長	— その他 —(3) 「事務局からの連絡事項について」 ①仙台市農業委員会委員募集要項 ②仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項
③～⑤ 事務局振興係	③2024 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会の開催について → 出席される方は、12月18日までに直接申込み ④12月～1月の予定表 ⑤2024年版 農業委員会手帳
議 長	ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：事務課長	それでは、閉会のあいさつを第一調査委員会の大泉委員長からお願いします。
大泉第一調査 委員会委員長	以上をもちまして、仙台市農業委員会第67回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時27分)